HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	てん菜生産政策における費用と価格
Author(s)	桃野, 作次郎
Citation	北海道大学農経論叢, 20, 171-186
Issue Date	1963-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10817
Type	departmental bulletin paper
File Information	20_p171-186.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

てん菜生産政策における費用と価格

(1933—1959)

桃　野　作次郎

I　価値実現の低位性の概観

本稿は製糖原料作物てん菜の生産における価値実現がどのように行われて来たかについての要因を明らかにしようとしたものである。

この為に使用し得た資料は昭和8年以降のてん菜生産費調査報告書である。これらを反当生産額，反当支出，労働報酬などの諸項目に分類し時系列的に総括すると第1表のごとくである。

第1表を概括すると，てん菜生産の経済事情は判然と二つの時期に分かれていることが明らかである。すなわち昭和26年以前と昭和27年以降がこれである。すなわち，前の時代はてん菜生産がその生産のために投入した用役の価値を実現し得なかった時代であり，後の時代はその価値を実現していた時代である。2, 3の関係を考察するに反当生産的支出を100とする価値実現（第1表1項参照）は前者の調査年数14ヶ年中13ヶ年までがその投入をカバーするに程遠く生産の為に投入された価値の約4分の3，75％の実現をみるにすぎない。そのはなはだしきは投入総価値の2分の1しか実現しなかった年さえあった。後期のそれは昭和27年における価値実現率が128と高まりその後この実現率はしばらく継続した。

前期におけるてん菜生産の経済とくに初期の間は栽培上における未経験から生産者は予期せざる失費が避けられぬものとされていたため，国はこれが育成のため各種の補助金を考慮した。したがって前期のてん菜生産経済は前述の外補助金を加へて考察することが必要であろう。その額（第1表F項参照）は，生産価格の約4分の1に相当するものであったが，生産価格にこの補助金を加えても生産のために投入された価値総額は遠くに及ばなかったのである。しからばこのようなてん菜生産における価値実現の不十分さはどこにあったのか，もともとてん菜農業の成立のためには第一に，

(1) 自然的にも社会的にも特定の条件を必要とする

(2) その栽培には多くの資本と労働を必要とするばかりでなく，これらの使用に熟練した経験が必要である

ことこれである。

にもかかわらず大部分のてん菜栽培はそれらの条件の備わっていない地帯に分布していたのである。第二は原料てん菜価格の低さこれである。前者に関しては既に明らかにしたので(註)ここではてん菜農業不振の最も大きな理由というべき原料てん菜価格の低さについての分析結果を記述することとする。

第1図は昭和9年より昭和11年までの3ヶ年間の平均価格を基準とした主要作物の価格の変化を比較したものである。これによるとてん菜価格水準の上向傾向は昭和12, 3年頃までは他の作物に比し概ね大差ないが，その後てん菜価格の上昇傾向は他作物に比べ年とともに低下し，その極は昭和19, 20年（第一図参照）の如き著しい隔差さえ現われたのである。

第1表　てん菜生産の経済分析表

その1

年次＼項目	反当生産額 (A)	反当生産費 (B)	差引収益 (A)−(B)=(C)
	円	円	円
昭和 8	24.16	30.51	− 6.35
9	26.53	33.65	− 7.12
10	21.43	34.84	− 13.41
11	21.79	29.25	− 7.46
12	24.02	34.53	− 10.51
13	34.11	40.63	− 6.52
14	24.61	49.21	− 24.59
15	32.86	58.55	− 25.69
16	43.79	62.14	− 18.35
17	45.02	64.18	− 19.16
18	38.44	80.47	− 42.03
19	—	—	—
20	94.79	66.68	− 40.13
21	908.45	936.22	− 28.21
22	—	—	—
23	—	—	—
24	—	—	—
25	—	—	—
26	7,668	10,301	−2,643
27	10,710	8,352	2,358
28	11,403	11,209	194
29	13,024	10,704	3,264
30	12,185	9,966	2,219
31	13,718	10,601	3,117
32	14,579	11,117	3,402
33	13,789	10,477	3,312
34	15,098	11,288	3,810

その2

年次＼項目	補助金 (D)	補助金加算収益 (E)	労働報酬 (F)	労働10時間当たり報酬 (G)	反当支出を100とする生産指数 A/B=(H)
	円	円	円	円	%
昭和8	5.27	− 1.08	6.50	0.80	79.2
9	5.38	− 1.74	7.30	0.90	78.8
10	5.36	− 8.05	2.24	0.20	61.5
11	4.10	− 3.36	3.47	0.50	74.5
12	4.41	− 6.10	4.02	0.50	69.6
13	6.91	0.39	12.14	1.60	84.0
14	3.38	− 21.21	− 3.87	− 0.60	50.0
15	5.08	− 20.61	− 0.57	− 0.10	56.1
16	5.07	− 13.28	6.90	0.80	70.5
17	2.05	− 17.11	5.74	0.70	70.1
18	—	− 42.03	− 12.17	− 1.20	47.8
19	—	—	—	—	—
20	—	− 40.13	− 13.23	0.50	142.2
21	—	− 28.31	314.41	18.20	97.0
22	—	—	—	—	—
23	—	—	—	—	—
24	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—
26	—	−2,643	−370	− 44.60	74.4
27	—	2,358	4,922	650.20	128.2
28	—	194	3,773	391.00	101.7
29	—	3,264	6,741	731.10	121.3
30	—	2,219	5,617	684.20	122.3
31	—	3,117	6,733	752.30	129.4
32	—	3,402	7,064	831.10	130.4
33	—	3,312	6,860	829.50	131.6
34	—	3,810	7,763	901.60	133.8

II 価値実現低位性の本質

てん菜価格の低さは以上のような相対的な比較だけの説明では不十分である。正しい比較は基準年次におけるてん菜価格が適正に定められていたか否かを検証することから始めねばならない。第2表はこの点を明らかにするため比

較作物の基準年次における収益性を明らかにしたものである。

こにれよるとこの期間におけるてん菜の収益はマイナスとなっているばかりでなくその大いさは他作物の収益額水準と比べ著しきものがある。この時代における主要作物の中には，てん菜のごとく反当収益がマイナスのものも1,2指適することができるが，その大いさはてん菜の6分の1ないし7分の1程度のものである。このごとくてん菜生産のために投入された価値の実現が著しく低かったのは，立地における問題とともにその価格の低さが決定的であったというべきで，この低さが長らく維持されたのである。この低さはどのようにして決められ，どのような経過を経て守られていたかに関しては今日まで評にされてよいがその理由として次の3点すなわち，

その3

項目 / 年次	収益率 E/D=(K)	収益率（補助金加算） G/D=(L)	投下労働10時間実質賃銀額 (M)
	%	%	円
昭和 8	− 20.8	− 3.5	0.98
9	− 21.2	− 5.2	1.10
10	− 38.5	− 23.1	1.10
11	− 25.5	− 11.5	1.06
12	− 30.4	− 17.7	1.25
13	− 16.0	1.0	1.69
14	− 50.0	− 43.1	2.20
15	− 43.9	− 35.2	2.45
16	− 29.5	− 21.4	2.46
17	− 29.9	− 26.7	2.75
18	− 52.2	− 52.2	2.95
19	—	—	—
20	− 60.2	− 60.2	2.70
21	− 3.0	− 3.0	47.60
22	—	—	—
23	—	—	—
24	—	—	—
25	—	—	—
26	− 25.7	− 25.7	274.85
27	28.2	28.2	338.70
28	1.7	1.7	370.88
29	30.4	30.4	377.10
30	22.3	22.3	413.88
31	29.4	29.4	404.02
32	30.4	30.4	430.82
33	31.6	31.6	429.02
34	33.8	33.8	459.50

1. てん菜の基準買上げ価格決定方法の非合理性
2. てん菜製糖企業の不振
3. 北海道農業転換の手段としてのてん菜政策

第1図　主要作物生産物単位当り市場価格の推移（昭和9～11年平均＝100）

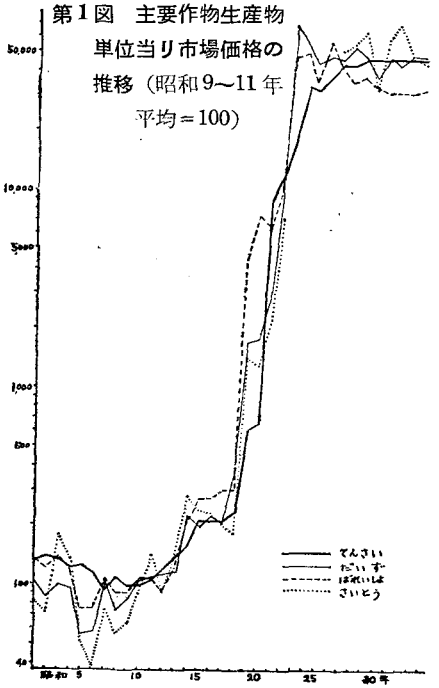

第2表　主要作物の反当収益性比較

（昭和9年～11年平均）

	反当粗収入	反当生産費	差引収益
	円	円	円
てんさい	28.20	32.58	－ 4.38
ばれいしょ	28.23	25.27	2.96
だいず	11.60	12.28	－ 0.68
えん麦	13.90	11.55	2.35

注：北海道：主要農産物生産費調査より
資本利子，公税公課及び副産物を含まない。

を指適することができる。これらはそれぞれ密接な関係を持っていたものであるが，ここではそのおのおのについて考察してみることとする。

(1)　てん菜基準買上げ三原価格決定方法の非合理

――決定のメカニズムを視点として――

初期における原料てん菜買上げ価格決定に関する事情は詳かならざるも，製糖企業体独自の計画に基いたといわれている。そこで考慮された大きな要素は市場における砂糖価格，台湾甘蔗糖

第3表　てん菜1,000斤当り契約価格

（大正8年～昭和20年）

	1,000斤当り価格（円）		1,000斤当り価格（円）		1,000斤当り価格（円）
大正 8年	8.00	昭和 4年	7.00	昭和13年	6.50
9	8.00	5	7.00	14	9.50
10	7.00	6	5.00	15	9.50
11	7.00	7	6.00	16	9.50
12	7.00	8	5.50	17	9.50
13	7.00	9	5.50	18	9.50
14	7.00	10	5.50	19	14.00
昭和 2年	7.00	11	6.00	20	34.50
3	7.00	12	6.50		

注：拙著：甜菜及甜菜糖業 P.28 より。

の生産価格並に砂糖消費税などである。

実際てん菜の生産費調査などの資料を価格決定の基準として考慮されたのは設立後間もなく遭遇したてん菜製糖工業界の危機救済と，北海道畑作農業の転換を助長するために設けられた北海道糖務部がてん菜の基準価格に対する基本的考え方を提唱されたのにはじまるのものである。この調査は大正9年より11年にいたる3ヶ年について，当時てん菜主産地であった十勝，北見，網走市周辺及び上川にて調査（注：第4表の2参照）したものの分析結果を基礎とし，次の要領にしたがって第3表のごときものを決定したのである。

而して北海道はこの数値42円014をてん菜栽培の限界地生産費とし又その収量を反当り3,000斤としたのである。かくて1,000斤当り生産費は$\frac{42,014}{3,000}$＝14.004円によって理論的に得られたのであったが，ここでは更に次のごとき考慮「即チ1,000斤当リてん菜基準価格ハ14.004円ナリ是レ即チ経済学上ヨリ見タル理論的基準価格ナリ然ルニ之ヲ現下農業ノ実情ヨリ考慮スレバ労働ハ殆ド自家労働ニシテ所謂生産費ニハ之ヲ含有セザルヲ常トス。仍テ之ヲ前記価格ヨリ差引クトキハ全生産費42.014円―労働賃銀（自家）21.692＝実際生産費20.422仍テ之ヲ1,000斤当リニ換算スルトキハ6.807円トナルベシ。以上ハ労働力ヲ全部自家労働に依リタルモノトナシタルモノナリ即チてん菜基準価格ハコノ場合6.807円トナリコノ価格ハ利潤4分8厘ノ場合ナルヲモッテ最低価格ト見テ差支ナク所謂殆ド利得ナキ場合ノ価格ナリ故ニ実際ノ市場売買価格ハ之ヨリ幾分カ高価ナルベキ道理ナリ」このてん菜買上価格基準がどのような影響力を持ったかについては詳かではないが，この基準値6.807円は可成り決定的意義を持ったもののごとくその後昭和7年にいたるまで1,000斤当り買上げ価格を7円に固定していたことの最も重要な基礎と考へられる。

第4表の1　てん菜価格基準設定基礎生産費

	円		円		円
○労働賃金	21.692	建物資本利子	0.336	肥料資本利子	0.968
耕鋤整理費	4.992	建物償却費	0.180	種子資本利子	0.150
播種施肥費	2.472	建物維持費	0.123	肥料費	
管理費	4.410	農具資本利子	0.232	種子費	
収穫費	3.245	農具償却費	0.369	消耗品費	
運搬費	6.570	農具維持費	0.295	○公課	0.600
○資本	18.298	家畜資本利子（飼畜費込）	0.936	○利潤	1.924
土地資本利子（地代）	2.215			合計	42,014

注：北海道：てん菜ノ基準価格ニ対スル考察（其一）

第4表の2　てん菜価格基準設定基礎調査結果表

年次	地方名＼項目	労働費	種子費	肥料費	消耗品費（農具も含む）	地代	公課金	雑費	合計
		円	円	円	円	円	円	円	円
大正9年度	十勝支場	18.360	1.500	5.000	0.200	3.000	0.430	1.540	30.030
	大正村	15.300	1.200	6.500	—	2.000	0.500	—	25.500
	芽室村	17.500	1.200	6.000	—	2.500	—	—	27.200
	人舞村	11.500	1.200	6.500	—	2.500	2.300	—	24.000
大正10年度	美瑛村	17.600	1.500	4.025	—	2.500	0.110	—	25.625
	富良野町	24.710	1.500	10.275	0.500	2.000	0.163	1.500	40.595
	南富良野村	17.700	1.500	4.000	—	1.500	—	2.440	27.303
	人舞村	12.940	1.500	4.100	—	5.000	0.150	—	23.540
	芽室村	15.750	1.500	4.025	0.360	2.500	—	0.600	24.885
	帯広町	21.000	1.500	1.950	—	7.000	—	—	31.460
	大正村	14.150	1.500	3.400	—	2.500	—	0.600	21.550
	幕別村	19.250	1.500	1.730	—	4.000	—	1.050	27.530
	川合村	15.500	2.000	2.650	1.700	1.200	—	—	23.050
	豊頃村	22.500	1.500	2.800	—	3.120	0.300	0.266	30.480
	女満別村	16.000	1.500	1.225	—	2.500	—	—	21.225
	美幌村	29.270	1.500	2.500	0.450	3.200	—	1.100	38.020
	相ノ内村	17.000	1.500	1.800	—	2.200	—	1.500	24.000
	尺別村	16.990	1.500	3.600	0.600	4.000	0.700	0.800	28.190
	山部村	9.150	1.500	4.500	—	2.500	—	—	17.650
大正11年度	美瑛村	8.100	1.500	5.000	—	2.500	—	—	17.100
	山部村	11.850	1.500	5.000	—	2.500	—	—	20.850
	北見支場	14.005	1.370	3.740	農具建物費 6.610	2.000	0.780	—	25.565

注：前掲資料より。

記述するまでもなくこの基準値決定には極めて大きな誤りを侵していることが指適出来る。すなわち

「……現下農業ノ実情ヨリ考慮スレバ労働ハ始ド自家労働ニシテ所謂生産費ニハ之ヲ含有セザルヲ常トス」と，労働の価値をことごとく削除しているが，農業労働の価値を全く認めざるような生産費算定並に基準買上価格決定方法はいかなる時代といえども認め得ざるものである。もし家族労働なる故をもって考慮されぬとするならば，農業生産の継続は当該年のみをもって打ち切られることとなろう。何故ならば，農業経営成果は高度に発達した生産にあってもその

3分の2程度が労働に帰属するものであるとともに，これこそ経営の永続的実践的意義を持つところのものとなるからである。この事の検証は，上掲表から労働部門を取り除く時生産が行われるか否かを考えるだけで明らかであろう。

誤りの第二は，反当り収量基準の推定これである。当該時代におけるてん菜作付は最優等地に立地していたにもかかわらず，その反当収量は大正9年が466斤，大正11年が1,840斤の趨勢にあり，その後の北海道てん菜の拡張が極めて困難であることを付け加えながら3,000斤を直ちに推定したこと，而してこの基礎を実際の農業経営よりも立地と栽培経験に恵まれた農業試験場の圃場試験成績に多くを得ていた点これである。

かくて過去における北海道の原料てん菜価格はこの誤またれた考えにもとづく基礎報告に出発したものでその後の価格規則の大きな理由となったものと考える。すなわち昭和6年以降のてん菜価格の低さは世界経済の不景気にもとづく一般農産物価格の低下に直接的原因があるが，てん菜に及ぼした実質価格の著しい低さは実に上に掲げた基準価格決定の資料にもとづいたと考えられる。この影響は昭和12年以降の戦時経済時代も一貫し他の価格が年々上昇する間も偏りてん菜価格だけは昭和18年にいたるまで据置かれていたのである。

昭和19年にいたり台湾砂糖の本国移出が極めて困難な事情にいたり政府は国内砂糖の生産の維持増大のためてん菜買上げ価格の引上げを一挙に50％認めることとしたがその水準は競争作物馬鈴薯の単位価格の7分の1にすぎなかったのである。

昭和20年以降におけるてん菜価格の決定は従来とやゝその趣きを異にし競争作物と考えられた馬鈴薯の労働報酬と同等水準の労働報酬がてん菜の生産労働に分配されるごとく（昭和20年），又馬鈴薯の反当粗収入と同等水準を認めようとする考慮（昭和21,22年）がなされるなどてん菜価格決定がようやく正しい考慮に出発することとなったのであったが，昭和23年には再び当初の誤まてる基準に規定されていた昭和9，10，11年の平均価格を馬鈴薯のそれと比例せしめて決定したのである。これらの事情を時代別に分類しながら考察すると次のごとくである。

a）昭和20年産

決定価格　　1,000斤につき　　34.50円

物価局の算定基準によるてん菜の反当り生産費及び北海道馬鈴薯の19年9月～12月㊎価格及び農業会調査生産費を基準として馬鈴薯とてん菜の労働報酬を均等ならしめるようてん菜の価格を決定した。

i）庭先価格

馬鈴薯10貫

$$2.40-(15\text{銭}+30\text{銭})\times 37.53\text{俵}-\frac{(76.31-17.25)\text{円}}{5.88\ (\text{投下労働量})}=2.40$$

$$2.40=\frac{2.300\times x-78.43-25.50}{8.5\ (\text{てんさい投下労働量})}$$

$x=31.88$ 円

ii) 運搬費 $\frac{18\text{円(反)}}{2.3}=7.82$ 円

iii) 北海道から支出される奨励費

1,000斤につき5円

iv) i)+ii)−iii) 34.70円≒34.50円

昭和21年産

決定価格 1,000斤につき 600円

算出基礎

① 馬鈴薯早出奨励金加算の場合

$x=\frac{16.20\text{円}}{15,000\text{斤}}\times 25\text{俵}=270$ 円

② 普通の場合

$\frac{13.20\text{円}}{15,000\text{斤}}\times 25\text{俵}=220$ 円

①+②÷2=245円≒250円

馬鈴薯価格10貫 24円 1俵 15貫 36円

$x=\frac{36\text{円}\times 25\text{俵}}{15,000\text{斤}}=600$ 円

昭和22年産

決定価格（前年据置）1,000斤当り 600円

昭和23年産

決定価格 1,000斤につき 1,310円

算出基礎

① 北海道の馬鈴薯小樽市場卸売価格（10貫につき）

	円
昭和9年	0.90
昭和10年	1.51
昭和11年	1.78
平均	1.396

産地価格は $1.396\text{円}\times 100=0.97\text{円}$

0.97 円－0.09 円（二重袋代）＝0.88

173.40 円（現行裸価格）÷0.88 円＝197 倍≒200 倍

② てん菜価格

6.55 円（昭和 9, 10, 11 年平均てん菜産地価格）×200＝1,310 円

b） 昭和 24 年より昭和 26 年まで

昭和 23 年 10 月，日本政府は G. H. Q の覚書を受けとり従来の生産者てん菜買上げ価格の算定方法を改め次の公式（馬鈴薯価格との均衡計算）に従わしめ，昭和 24 年生産てん菜より適用したのである。

$$\text{前年度のてんさい価格} \times \frac{\text{本年度の馬鈴薯価格}}{\text{前年度の馬鈴薯価格}} = \text{本年度のてん菜価格}$$

この公式によって，てん菜価格ははじめて他作物との均衡が理論的に見出されることとなったのであるが，特約契約作物てん菜市場と他作物生産物市場の間には，真に均衡化をもたらすがごとき事情がなかった為にてん菜価格は昭和 26年にいたるまで実質的には従来と同様その価値を実現するにいたらなかったのである。前記同様価格決定方法と結果を示すと次のごとくである。

24 年 産

決定価格　1,000 斤につき　1,612 円

算出基礎

$$1{,}310\text{ 円(23 年てん菜価格)} \times \frac{213.40\text{ 円 (24 年産馬鈴薯価格)}}{173.40\text{ 円 (23 年産馬鈴薯価格)}} = 1{,}612\text{ 円}$$

25 年 産

決定価格（前年据置）1,000 斤当り　1.612 円

26 年 産

決定価格　1,000 斤につき　2,000 円

算出基礎

$$1{,}612\text{ 円} \times \frac{265.31\text{ 円 (昭和 24 年産馬鈴薯価格)}}{213.40\text{ 円 (昭和 23 年産馬鈴薯価格)}} = 2{,}004.12\text{ 円}$$

（注） 昭和 26 年産馬鈴薯推定価格 265.31 円の基礎

318.33 円×100 ＝222.83 円

（小樽市場 12 貫当り）

馬鈴薯価格　　生産者価格

222.83 円－12.60 円＝210.23 円

包装代

(24.9 パリテイ指数)

$$210.23\text{ 円} \times \frac{230}{182.2} = 1.262 = 265.31\text{ 円}$$

(20.9 パリテイ指数)

以上昭和26年にいたるてん菜買上げ価格決定における指導機関の理論的背景を見定めたのであるが，価格決定の理論に大きな誤りのあることを見出した。かくてこの事は前項に掲げた価値実現を著しく低めていた大きな理由となったのである。尚，前掲第1表においてはてん菜生産費がその粗収益においてカバーされなかった年の大部分が平均反収3,000斤以下であることも当初の基準価格決定における誤まれる10アール当り収量の推定にも大きな原因があると云って良いであろう。

(2) てん菜企業の不振

もとより企業の法則は最大の利潤を追求するため原料並にその他の購入を出来得る限り低い価で購入しようとするであろうが，それにはおのずから限界がある。てん菜糖工業の性格よりすればそれは企業の目標を遂行するために必要な所要原料の円滑な供給をその生産からもたらされることを必要とする。

しかし生産者にとって重要なのはてん菜の栽培ではなくその生産によってもたらされる報酬の大いさが他の作物の栽培に比し多いということのみである。製糖企業にとっては，前項にみたごとき価格のもとでは必要原料の十分な供給量期待は極めて困難であることも理解していたのであるがこれに対し積極的な買上価格の改正を行い得なかった理由は，時の農業政策にもあるが原料不足を理由として累積していた企業そのものにあった。すなわち各製糖工場とも大正9年創業より昭和の初期にいたるまでは年々負債を累積し続け，その後も昭和25年にいたるまで常に一危一憂の企業を続けていたのである。戦後は更に困難な事情が加わった。それは戦時中よりもより一層強化されたてん菜及びてん菜糖に対してなされた政府の統制政策これでそれらはてん菜生産目標に関する要請と，最終生産物たる砂糖についての強力な管理統制はあったが価格問題はもとより生産資材の配給において又長期の振興計画についても具体的なものが示されなかった。加えてこの期における農産物統制は農業生産者による一般農産物の指定ルート外販売(ヤミ売り)による利得が暗黙のうちに行われたが加工を必要とするてん菜の指定ルート外販売は不可能となっていた。このような事情のもとでは農業者はてん菜栽培を極度に怠み遂にその契約はてん菜栽培のために割当てられた肥料，資材などの有利作物への転用を目標とするものが多くなり，実際の作付面積は契約面積を遙かに下廻ったばかでなく，最も粗放且劣等地に栽培を移していたのでである。このような事情のもとでの企業の実態は一言をもって表現するならば強力な統制にしばられたいわゆる単なる砂糖委託

加工業としての営みであったともいうべきものである。

戦後のこのような事情は昭和26年度の砂糖輸入量増加，外国砂糖市場の不況，昭和27年における臨時物資需給調整法の廃止によって更に困難な事態に遭遇することとなった。

このごとくてん菜製糖企業はその創立から「甜菜生産振興臨時措置法：昭和28年1月9日可決」まで30有余年間その存立は，いわば単なる製糖加工担当者に近かったというべきもので，かかるもとでのてん菜糖業資本がてん菜価格の改善を提唱し続けられていたとしてもそれは真のてん菜価格の引上げを実践しようというよりも，現状価格の下における耕作農民の生産意欲を損じない程度のものであったというべきであろう。

(3) 北海道農業転換の手段としてのてん菜振興政策

第一次世界大戦下におけるてん菜栽培並にてん菜糖業の復興計画の契機は，第一次大戦下の砂糖不足と砂糖価格の異常な高値にあったが間もなく訪れた世界砂糖価格の暴落と砂糖貿易事情の平常化によってでてん菜製糖企業は創業2年にしてその企業続行の困難さに遭遇したことは既に述べた。しかしこの危機は，北海道農業それ自体の持つ内部問題の解決に資することが出来ると考えられたため製糖企業は当初意図とした最大利潤の追求を割引しても尚継続運営されるべき余地をあたえられたのであった。すなわち明治以降における北海道農業の開発方式の欠陥—地力管理を無視した粗放掠奪農法—が，戦後の農産物における価格暴落を媒介としてきわめて苛酷な現象となってあらわれ始めたことこれである。国はこの行詰った北海道の農業を転換させさらに開発をおし進めるためには，てん菜の持つ技術的特質を活用することによってその可能性があると見込み，てん菜を中心とした畑作農業振興政策を樹立，膨大な事業を企画したのであった。しかしこの政策は予想のごとく滲透しなかったばかりでなくその実績も遙かに計画を下廻った。その理由はこの政策の理念に貫かれているところですなわち，てん菜作物の農業経営上の第一の意義はその作物導入の経済的合理性ではなく，てん菜作物栽培の持つ技術の昂揚によって地力を高めるとかてん菜の栽培が要求する技術を一般化することによって農業全般の改善が可能であるという論理に終始していたためで，てん菜そのものの栽培が農業経営の目標に積極的に寄与するというがごとき施策方針が軽視されていたことが最も大きな理由であったと考えられよう。その取扱いはまさに土地改良手段，技術改良手段としてであったといってもいいすぎではなかろう。そうしてそのような論理が，長期に亘ってでてん菜価格を低い水準においていた根源であるともいえ

るのである。

III　昭和27年以降におけるてん菜経済

(1)　てん菜生産振興臨時措置法の準備期並びに施行後におけるてん菜価値の実現過程

以上にみられたてん菜農業はその導入の契機が糖業資本の利潤追求というところにおかれたいわば糖業資本の北海道農業把握ともいうべき出発をしたのであったが，その実態は工場の設立，創業とともに北海道農業行政の掌握下に転じ企業自体の直接目標よりは，永き将来は於ける北海道農業生産性涵養への長期対応の事業として長い時代を経過した。しかしこのような資本と行政の結合による農業把握は多くの矛盾をはらみ資本の存続にとっても一つの限界があった。それは資本損失の防止という消極的事態から資本の積極的損失という事態に遭遇することにあった。すなわち，昭和27年3月をもって廃止された「臨時物資需給調整法」によって，委託及び生産業者的性格を持っていたてん菜耕作者並びにてん菜糖製糖資本が，次のごとき理由によってそのまま市場競争力には到底耐えがたい世界砂糖市場の影響を受けねばならなかったのである。すなわち

1　国内てん菜砂糖価格は輸入糖価格に比し高かった
2　国内砂糖需要の94％は国外の輸入によっていた
3　国際砂糖価格は年々増産される砂糖によって低下する傾向にあったこと
4　国内てん菜糖の生産コスト低下に対する予測は悲観的であったこと

このことは単なる製糖資本の問題ばかりではなかった。すなわち第一次大戦直後に樹てられた，北海道農業指導の基本方針たる北欧式畑作農業経営の確立に対する考え方が再び第二次世界大戦下の粗放掠奪農法への反省としても強くなされていた時のことこれで，若しこれがそのまま無統制におかれると統制徹廃を契機として予想される北海道農業指導上の混乱発生の免かれざるもののあることを危惧し北海道はあげてこれが善処策を政府に要請するに及んだ。しかしながら過去10数年に亘るてん菜栽培の農業経営上に於ける実績は，政府をして将来の発展に尚疑問ありと印象づけていた。かくて政府は事態の急変悪化することを避けるため「昭和27年度産国内甜菜糖買上要綱」を決定し一応恒久対策樹立を考慮して次のごとき暫定措置を講じたのである。

(2) 昭和27年度国内産甜菜糖買上要綱

方　　針

国内産てん菜製糖の生産については原料甜菜の栽培が寒地農業の経営を合理化する上から不可欠のものであると共に国内における砂糖の最も大きい供給源である上からも重要なる意義を持っているが，昭和27年4月1日以降砂糖の配給統制が廃止されることに決定し，昭和27年度以降は砂糖の買上げを行なわないことになるが，国際糖価の最近の趨勢に鑑み国内産てん菜糖は関税の増徴にかかわらず価格の上から圧迫をまぬがれないものと思考され，原料てん菜栽培の維持も困難となる上砂糖の需給の上からも支障があるので将来基本対策を講ずる必要があるが，差当っては国内産甜菜糖に限り引続き昭和27年度も政府において買い上げるものとする。但しこの措置は昭和27年度に限るものとする。」とした。この方針にもとづくてん菜生産者庭先価格も根本的に改正を加えるため，これが単に従来の慣行要領に止ることなく次の如き大幅な修正をみたのである。

昭和27年産てん菜

決定価格　　1,000斤につき　　3,000円

算出基礎

$$1{,}112\text{円}\times\frac{374\,(27\text{年度推定馬鈴薯価格})}{200\,(25\text{年度馬鈴薯価格})}=3{,}014\text{円}\fallingdotseq 3{,}000\text{円}$$

（昭和24年度てん菜生産者価格）

昭和27年におけるてん菜価格は前述のごとくその価値実現に相応するものであったがその取扱いはあくまでも昭和27年1ヵ年の限定措置であったためその後の安定を期する目的をもって「昭和27年度産国内産てん菜糖買上要綱」を更に法制化する「国内産てん菜生産助長対策案」「甜菜糖業助長対策要綱」等々の提出案の審議が各界からなされ，遂に昭和28年1月9日法律第2号をもって「甜菜の生産増強を図ることによって，寒地における農業経営の合理化を推進するとともに，国内における砂糖の供給量の増大を期することを目的とする（該法第一条）」という「てん菜の生産振興臨時措置法」の確立を見たのである。

てん菜価格は，この法律の第五条第二項の政府が買入れる「最低生産者価格は，政令で定めるところにより算出される価格を基準とし物価その他の経済事情を参酌して定める」によってその具体的算定方法「てん菜生産振興臨時措置法施行令（昭和28年4月30日，政令第83号）」第二条により次のごとく定めたのである。

第二条　法第五条二項の最低生産者価格の基準となる価格は，農業パリティ指数に基き附録の算式によって算出される価格とする。

附　則　抄

1　この政令は公布の日から施行する。

2　昭和28年度における第二条の規定の適用については附録の算式中 P_{t-1} は千斤当り3,000円とする。

附　　録

$$P_t = P_{t-1} \cdot \frac{I_t}{I_{t-1}}$$

P_t は農業パリティ指数に基き算出されるてん菜の価格

P_{t-1} は，政府の買入の価格を決定しようとする年（以下「価格決定年」という。）の前年のてん菜の最低生産者価格（法第一項の最低生産者価格をいう。）

I_t は，価格決定年の農林大臣の定める月における農業パリティ指数

I_{t-1} は，価格決定年の年々の農林大臣の定める期間における農業パリティ指数の算術平均値

爾来てん菜価格の決定は，この施行令に従っているのである。その具体的価格決定は次のごとくである。

昭和28年産

決定価格　　1,000斤につき　　3,050円

算出基礎

①　基準価格

$$3{,}000\text{円(27年産てん菜価格)} \times \frac{112.88\ (28.2\ \text{パリティ指数})}{112.40\ (27.4\sim10\ \text{平均パリティ指数})} = 3{,}017\text{円}$$

②　勘案事項

生産費1,000斤当り3,229円(27年産生産費)×100.43(パリティ上昇率)＝3.243円

③　競合作物との均衡

	反　収	単　価	粗収入
馬鈴薯	345貫	35.33円	12,189円
大　豆	1.006石	70.83	7,125
小　豆	1.035	122.57	12,686
菜　豆	1.040	108.33	11,266
小　麦	1.025	49.00	5,023
平　均			9,658

(9,658円÷3,100斤)×1,000斤＝3,115円

$$3{,}115\text{円} \times \frac{118.82\ (28.2\ \text{農林生産物価格指数})}{118.64\ (27.4\sim10\ \text{農林生産物価格指数})} = 3{,}119\text{円}$$

以上①に②，③を勘案して1,000斤当り3,050円とする。

このような価格決定の方法は，措置法の存在する間採用されて来たもので，この方法に基づく価格水準とその経営経済性における評価は適切であったが，砂糖の自由化，砂糖と競合する人工甘味品の増産，北海道農業の急速な変貌によって，適切な価格決定は農業生産の側面からのみ出しがたくなっている。てん菜生産振興計画のあり方と関連せしめて新たな方法の見究めがなされなければならないが，それらに関しては別稿に取纏める。

註　甜菜研究会研究報告第3号，甜菜農業の動態並びに変動要因に関する研究（第一報）　昭和38年